

防 災



瑞穂消防署
瑞穂区消防団連合会

目 次

震災時における消防団の活動について

1 消防団本部の設置	P 1
2 消防団の組織及び任務分担	P 1
3 消防団の編成	P 1
4 非常参集	P 1
5 消防団活動	P 2
6 団員の留意事項	P 3
7 地震防災応急対策に関する事項	P 4
8 防災訓練への参加	P 4
9 地震防災上必要な教養計画	P 4

風水害における消防団の活動について

1 消防団本部の設置	P 5
2 消防団の組織及び任務等	P 5
3 非常参集	P 5
4 団員の留意事項	P 5
5 消防団活動	P 6

消防団災害活動状況記録表	P 7
--------------	-----

避難勧告準備情報等の例文	P 8
--------------	-----

<参考>

東海地震と東南海・南海地震について

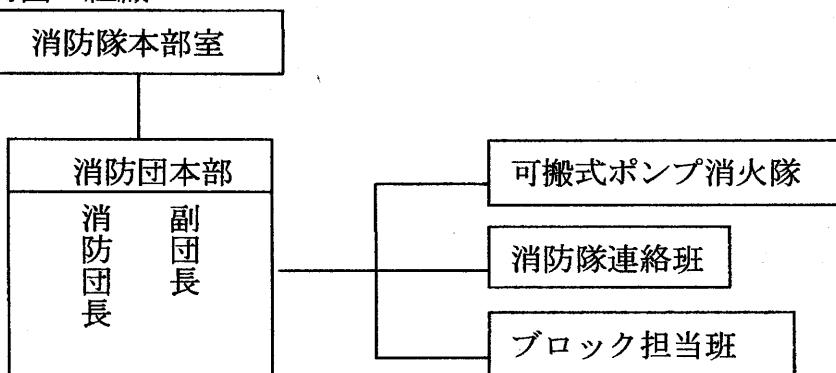
震災時における消防団の活動について

1 消防団本部の設置

- (1) 判定会が招集された場合は、直ちに団本部を設置する。なお、警戒宣言が発令された場合は、団詰所に団本部を設置するものとする。
- (2) 同本部は、隊本部室の廃止と同時に廃止する。

2 消防団の組織及び任務分担

- (1) 消防団の組織



- (2) 消防団の任務分担

団本部	隊・班	分担任務
団長 副団長	可搬式ポンプ消火隊	1 火災防御に関する事 2 残火の処理に関する事 3 飛火警戒に関する事 4 消防部隊への水利補充に関する事
	消防隊連絡班	1 消防署又は出張所と所属消防団との連絡に関する事
	ブロック担当班	1 火の始末、初期消火等の実施、指導、広報に関する事 2 火気使用制限、火災予防指導に関する事 3 情報の収集に関する事 4 救出、救護に関する事 5 避難の指示、指導に関する事 6 消防部隊の誘導、応援活動に関する事

3 消防団の編成

団長は、団員の居住地及び在宅状況を考慮して、消防団編成基準により編成する。

4 非常参集

- (1) 非常参集命令

団長は、警戒宣言が発せられた場合、直ちに団員に対し非常参集命令を行うもと

する。

ただし、病気療養者等で団長が非常参集の必要がないと認めた者を除く。

(2) 非常参集場所

参集場所は次表の基準により団長が指定する。

参集者	参集場所
消防団長及び団本部要員	消防団本部
可搬式ポンプ消火隊	可搬式ポンプ保管場所
消防隊連絡員	本署又は堀田出張所（堀田、穂波、井戸田 それ以外の各団は本署とする。）
ブロック担当員	担当ブロックとし地域活動を開始する。

(3) 非常参集計画及び非常参集状況の記録報告

団員の参集状況を各団本部において、非常参集者ごとに参集時刻を消防団非常参集記録表に記録するとともに、参集完了時点において団本部室に報告する。

5 消防団活動

(1) 団本部の開設及び通信手段の確保

消防団の指揮連絡体制を確立するため、団本部で消防団用活動無線機及び受令機を配置開局する。

(2) 消防団本部の活動

ア 団長は、隊長の指揮をうけ、所属団員を指揮統括する。

イ 隊長と連絡を密にし、受け持ち区域における火災等災害の発生状況及び団の活動状況等を隊長へ報告する。

(3) ブロック担当班の活動

ブロック担当班は次の各事項について、地域住民等に協力を求め災害活動に当たる。

ア 出火防止の広報

発災と同時に、居住地付近において火の始末等出火防止の広報を徹底する。この場合、自主防災組織を有効に活用して、広報の効率化に務める。

イ 初期消火の指導督励

火災を発見したときは、機を失すことなく自主防災組織、付近住民を指導督励して初期消火を実施するとともに、団本部へ協力を要請する。

ウ 人命の救助等

家屋倒壊等による人命救助事故や負傷者を発見したときは、自主防災組織、付近住民を指導督励して救助及び応急手当活動を行うとともに、重症者等が発生した場合は最寄りの医療機関へ搬送するものとする。

エ 消防機関への通報

火災及び救助事故等が自主防災組織、付近住民等の協力によって消火又は救出しえないと判断したときは、消防機関へ通報するとともに団本部へ報告する。

オ 消防部隊への協力

災害現場において消防隊員から応援の要請をうけた場合は、積極的にその指揮下に入り応援活動に当たる。

カ その他の活動

(イ) 危険物、可燃性ガス等が流出した場合は、その管理者等に必要な指示をするとともに、付近の火気使用制限、通行規制等の警戒活動を行う

(ロ) 火災による飛火があると判断したときは、風下方面の住民等に飛火の警戒指示するとともに、指導督励して消火に当たる。初期消火の指導督励

(ハ) 火災を発見したときは、機を失すことなく初期消火を徹底する。

(4) 可搬式ポンプ消火隊の活動

ア 可搬式ポンプ消火隊に指定された者は、速やかにポンプ保管庫等に参集して、ポンプ等の必要資機材を確認するとともに、保管庫等の倒壊による出動障害を考慮して、ポンプの移動等必要な措置をとる。

イ 受け持ち区域内に火災が発生した場合は、直ちに火災の防ぎよに当たる。特に署所からの遠隔地、道路狭い地域にでは、消防隊の到着が遅れ、又は到着不能等の事態も予測されるため、火災初期において可搬式ポンプ消火隊の責任により消火する。

ウ 可搬式ポンプ消火隊の出動は、原則として団長の命令により出動するものとし、受け持ち区域内において複数の火災が発生したときは、木造家屋密集地域等の火災を優先して出動する。

エ 要員に不足を生じる場合は、付近住民に協力を要請する。

オ 消防部隊の到着後は、消防部隊指揮者の指示により協力して消火活動を行い、火災の早期鎮圧に努めるとともに、消防部隊が転戦する場合は、火災現場における事後処理を行う。

(5) 消防隊連絡班

消防隊連絡班に指定された者は、発災後、直ちに消防署又は出張所に参集し、署所上席者の指示に従い、消防隊と所属団本部との連絡活動に当たる。

(6) その他の活動

ア 避難誘導等に関する避難活動においては、団長は、隊長と連絡を密にして団員の指揮に当るものとする。

イ 水防活動

地震災害に伴う水防活動は、原則として、河川管理者等において措置することとし、消防団は、火災・救急・救助事故の発生が極限されたと判断された場合に、隊長の命令により水防活動に当るものとする。

ウ 災害活動記録

団長は、受け持ち区域内に被害が発生し、団員を指揮し団活動に当たらせるときは隊本部室に報告し、消防団災害活動状況記録表（別添7）に記録し事後消防署長に提出する。

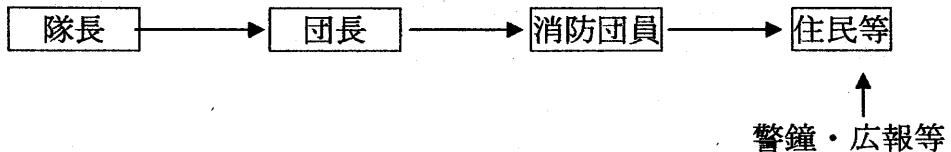
6 団員の留意事項

- (1) 団員は、参集該当の報道に接したときは、非常参集命令を待つことなく参集する。
- (2) 参集時の安全及び活動等を考慮し、保安帽、活動服、半長靴及び手袋を着用し懐中電灯、ロープ等必要な器材を携行する。
- (3) 参集の手段は、災害時における道路障害を考慮して、徒步又は自転車とする。
- (4) 参集途上において、火災・救急・救助事故等に遭遇した場合は、自主防災組織、住民等を指導して初期消火活動等、所要の措置を講じ消防機関へ通報する。
- (5) 非常参集に当たっては、参集途上収集した地震防災上の各種情報を団長に報告す

るよう務めるものとする。

7 地震防災応急対策に係る措置に関する事項

(1) 地震予知情報等の伝達



(2) 地震予知情報等

各種誤報に伴うパニック防止、地震防災応急対策の迅速かつ的確な実施を図るために、次により地震予知情報等の広報を行う。

ア 広報の開始時期

広報の実施は、原則として判定会招集時以降とする。

イ 広報要領

- (ⅰ) 広報は、広報内容の正確な伝達を確保するため、携帯拡声器等を有効に活用して行う。
- (ⅱ) 広報実施区域は、「急傾斜地崩壊危険区域」及び「がけ崩れ注意箇所」の避難対象地区（瑞穂区内8箇所）の住民に対し行う。（なお、区域等は区役所と調整中）
- (ⅲ) 広報内容は、出火防止、初期消火の徹底等について行う。
- (ⅳ) 広報実施区域は、原則として各担当学区とする。

ウ 資機材の確保等

- (ⅰ) 可搬式ポンプの始動点検を行う。
- (ⅱ) 出動障害を避けるためポンプ保管庫、団詰所前または適地へ可搬式ポンプを移動し、安全を確保する。
- (ⅲ) 積載ホースを増強する。
- (ⅳ) ガソリン等予備燃料を準備する。

8 防災訓練への参加

名古屋市等が主催する防災訓練には、積極的に参加するものとする。

9 地震防災上必要な教養計画

(1) 内容

- ア 警戒宣言の趣旨及びこれに基づき執られる措置の内容
- イ 予想される地震及び津波に関する知識
- ウ 地震予知情報等が出された場合、及び発震時に執るべき具体的な行動に関する知識
- エ 団員が果たすべき役割
- オ 地震防災対策として、現在講じられている対策に関する知識

(2) 方法

- ア 消防団員訓練の実施
- イ 消防訓練の実施
- ウ 地震防災教養資料の作成配布

風水害における消防団の活動について

1 消防団本部の設置等

消防署に隊本部室が設置され、非常配備の発令の連絡を受けたとき、各消防団は、各消防団詰所に消防団本部を設置する。なお、団本部は隊本部室の廃止と一緒に廃止する。

2 消防団の組織及び任務等

消防団の組織及び任務は、消防団の組織及び任務分担は次表のとおり。

団本部	班・班長	任 務
団 長 団長付 副団長	総務班 (総務部長)	1 瑞穂消防隊及び関係機関との連絡に関する事。 2 消防団の水防活動状況の記録に関する事。 3 庶務、手当に関する事。
	消防班 (消防部長)	1 団員の非常参集に関する事。 2 危険箇所の監視・警戒・通報連絡に関する事。 3 水防活動及び人命救助に関する事。 4 避難警報発令時の伝達に関する事。
	予防班 (予防部長)	1 堤防等の巡視に関する事。 2 学区内の警戒・巡回に関する事。 3 被害の状況等調査及び記録に関する事。

3 非常参集

(1) 第2非常配備以降は、原則として団長及び副団長は、速やかに応急対策活動が実施できるよう、自宅待機若しくは連絡体制を確保する。

なお、「連絡体制を確保する」とは、団長宅または副団長宅に消防署から連絡があった場合に、連絡を受けた家族等が本人へ連絡できる体制（所在が明らかであったり、携帯電話等により連絡ができる）をいう。

(2) 消防団長（以下「団長」という）は、消防隊長より団員の出動命令の連絡を受けたときは、または区域内に緊急災害が発生した場合直ちに団員に出動命令を行う。

(3) 出動場所は、団本部又は災害現場のうち団長が指定する場所とする。

(4) 団長は、団員の参集状況を「消防団員非常参集記録表」に記録し、参集終了後、隊本部室へ報告する。なお、隊本部室員は、各団長より非常参集状況の報告を受けたときは、「消防団非常参集記録表（隊本部室用）」に記録し、消防隊長に報告する。

(5) 団長は、所属団員の緊急連絡体制を確立しておく。

4 団員の留意事項

(1) 団長は必要に応じて受令機を開局し、情報収集に努める。

(2) 団員は非常災害時には積極的に情報の収集に努め、非常参集に努める。

(3) 団員は非常参集に備え、常に被服、携行品を整理準備しておく。

消防団災害活動状況記録表

消防団名	消防団	発信取扱者	
		受信取扱者	
受信日時	月 日 時 分		
	有線 無線 伝令		
災害状況			
活動状況			
活動団員数	名		
その他			

避難勧告準備情報等の例文

避難勧告準備情報

こちらは、〇〇消防団です。

〇〇学区に〇時〇〇分 避難勧告準備情報が発表されました。

この情報は、今後、この気象状況が続くと避難が必要な状況になる可能性があることをお知らせするものです。

テレビ、ラジオをつけ、今後の気象情報に十分注意をしてください。

- ① 〇〇川の水位が上昇しています。このまま激しい雨が続くと堤防の高さ近くまで、水位が上昇する恐れがあります。
- ② 現在、1時間50mmを超える激しい雨が降っています。今後更に激しい雨が続くと低地での浸水が予想されます。
- ③ 今後更に激しい雨が続くと山崩れ、崖崩れの発生が予想されます。

【その他の広報事項】

- 食料・肌着・貴重品など必要最小限の持ち物の準備をしてください。
- 避難先の確認をしてください。
- 家族との連絡方法の確認をしてください。
- 家財を高い所に移動してください。

※ 広報手段によって、①～③の状況説明及び【その他広報事項】を追加して広報してください。

避 難 勸 告

こちらは、〇〇消防団です。

○○学区に○時○○分 避難勧告が発令されました。

避難に際しては、火の始末、戸締りを完全にして避難してください。

避難所へは食料・肌着・貴重品等必要最小限の持ち物を持参してください。

避難場所は、○○○○○○○です。

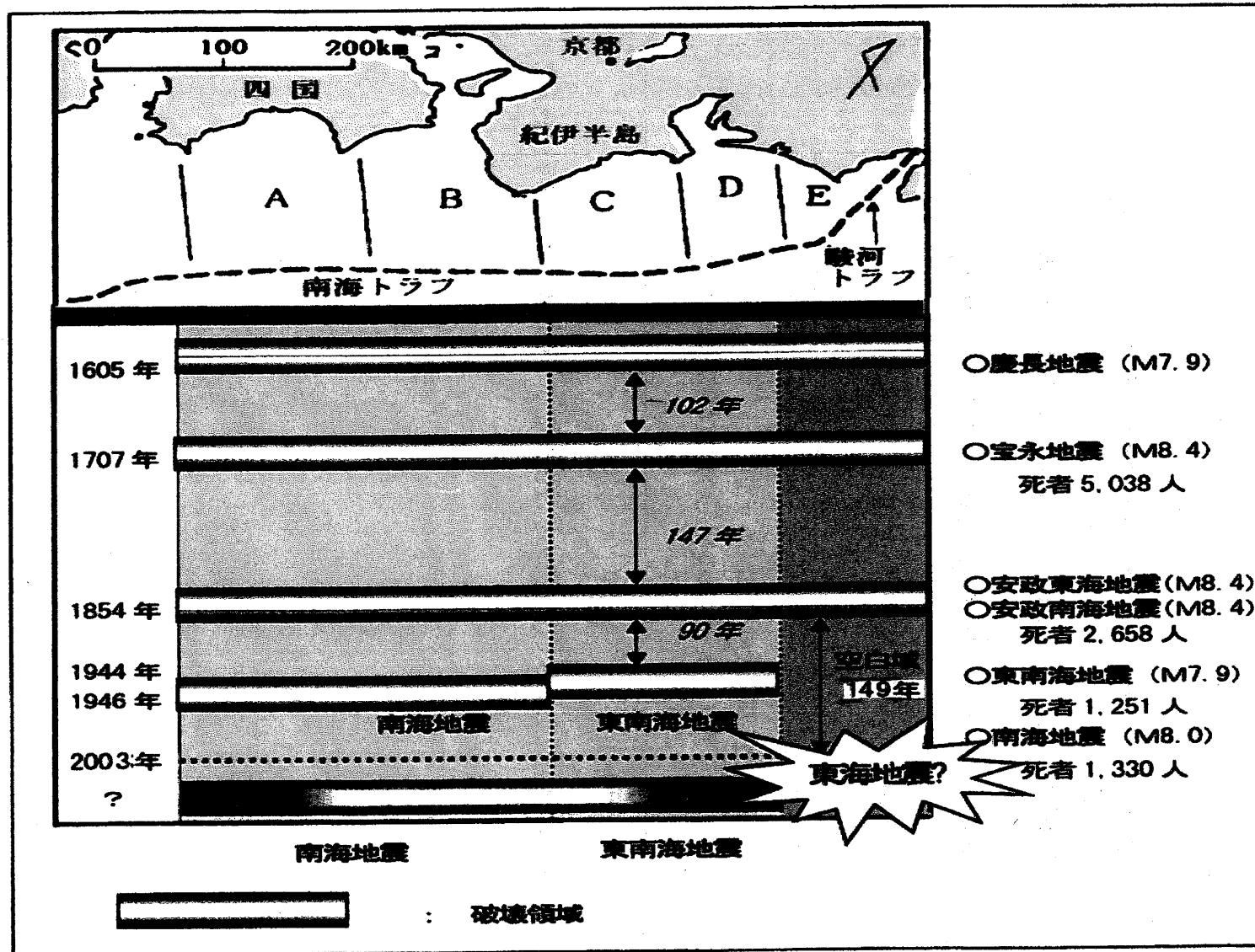
- ① ○○川の水位が堤防の高さ近くまでけています。
堤防の決壊などの恐れがあります。

② 山くずれ、崖くずれの発生の危険が高くまっています。

※ 広報手段によって、①②の状況説明及び【その他の広報事項】を追加して広報してください。

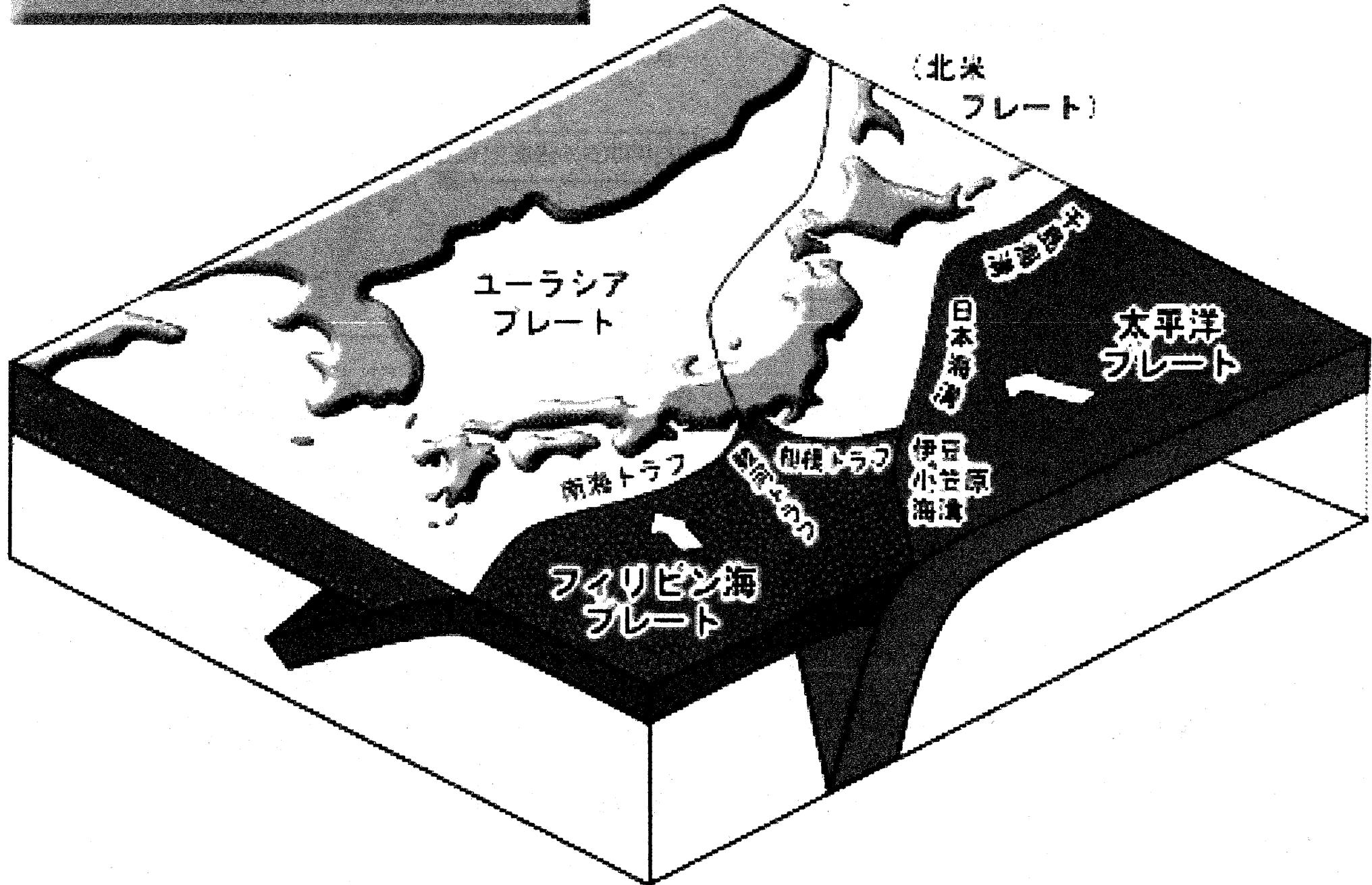
■ 東海地震と東南海・南海地震について

1944 年の東南海地震において、未破壊のまま取り残された空白域があり、東海地震は間近に迫っている。また、東南海・南海地震は約 100~150 年間隔で発生しており、今世紀前半での発生が懸念されている。

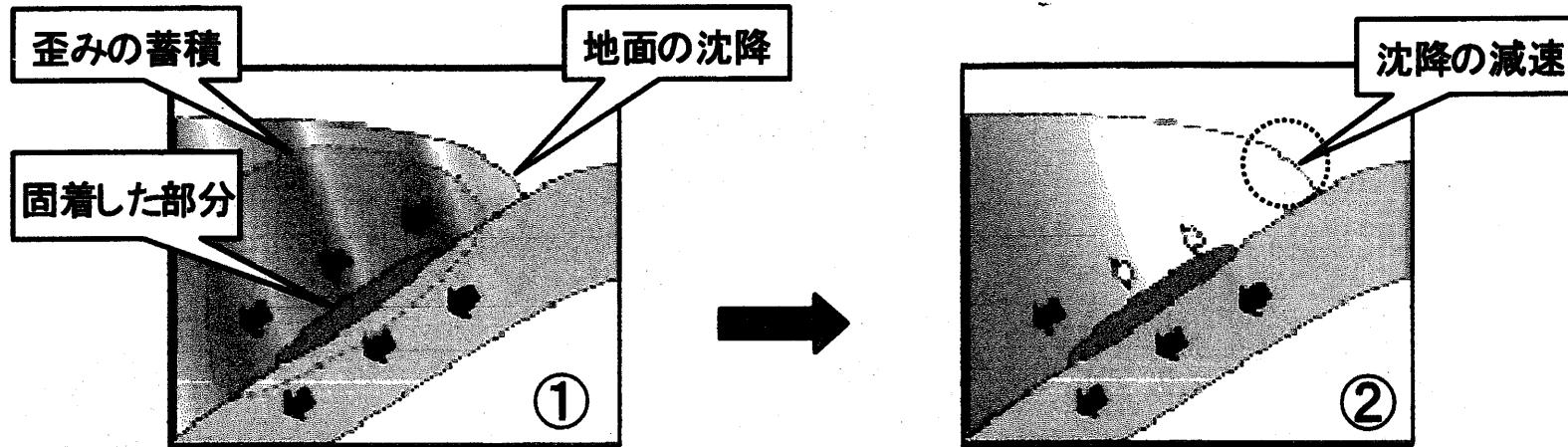


(「地震考古学」(中公新書、1992) より作成)

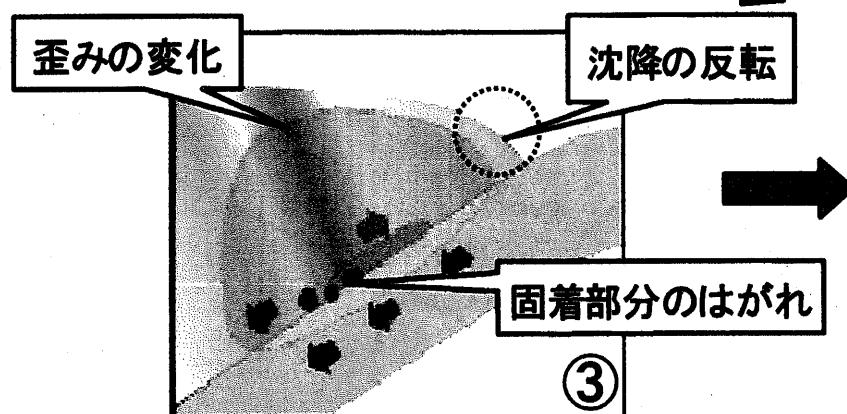
日本周辺のプレート図



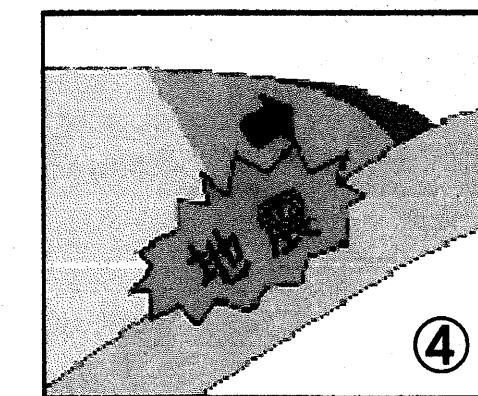
東海地震発生シナリオ



フィリピン海プレートの沈み込みにより、
陸側のプレートが引きずられ、地下では
歪みが蓄積する。



やがて上側と下側のプレートが固着していた
縁辺りで「はがれ」が生じ、緩やかなすべり
(前兆すべり)が始まる。

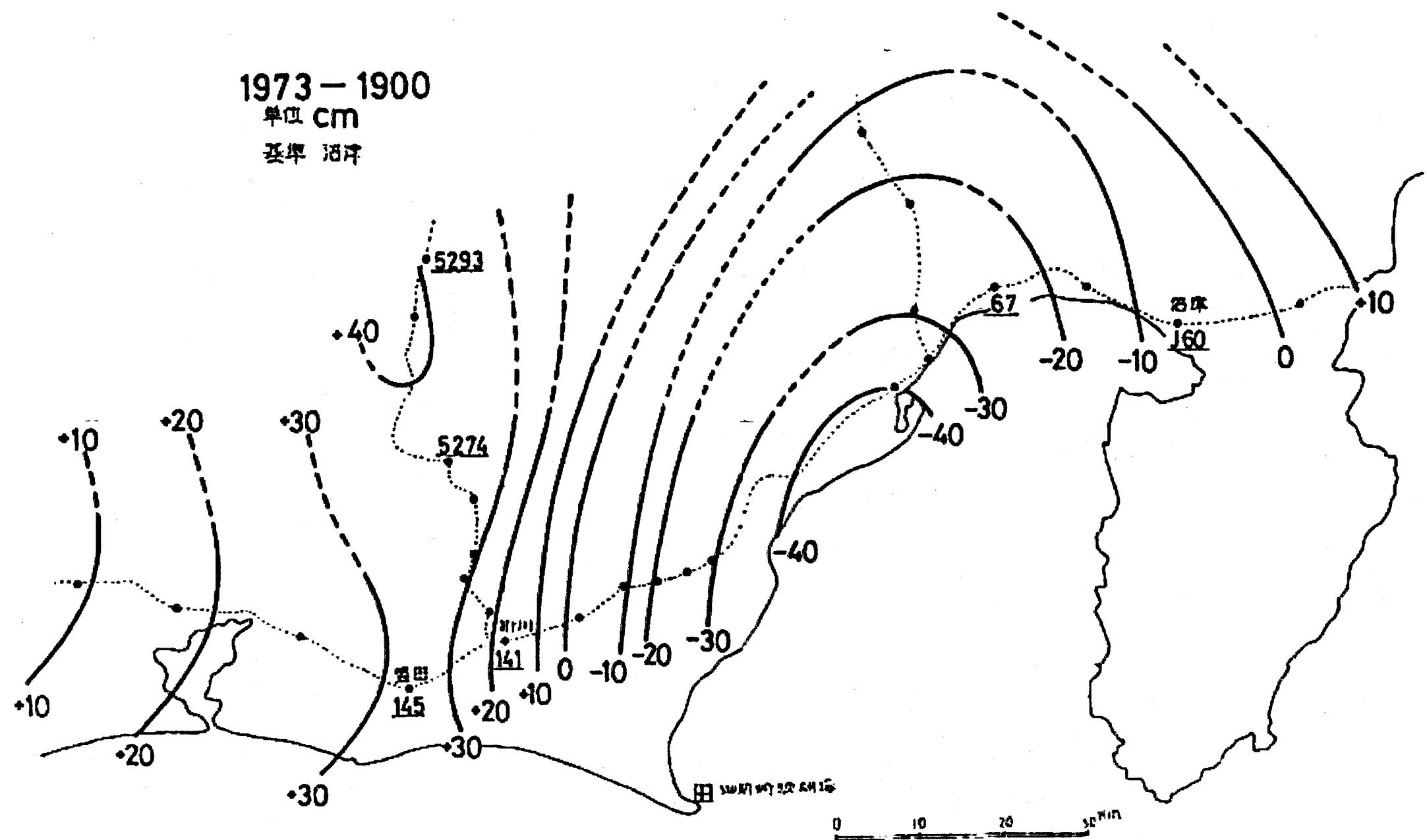


そして、地震が発生する。

1973—1900

单位 cm

基準 沖溝

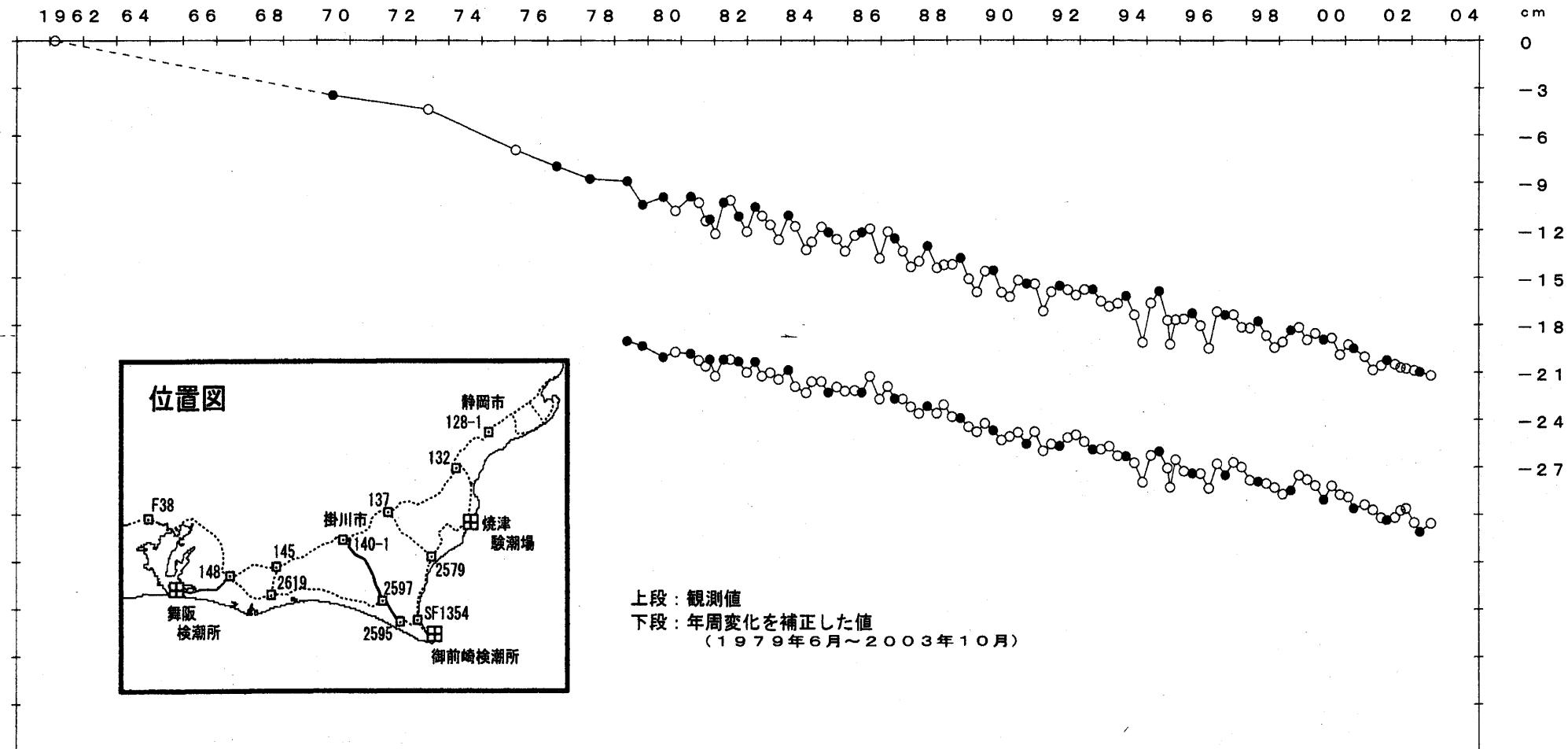


水準点 2595 (浜岡町) の経年変化

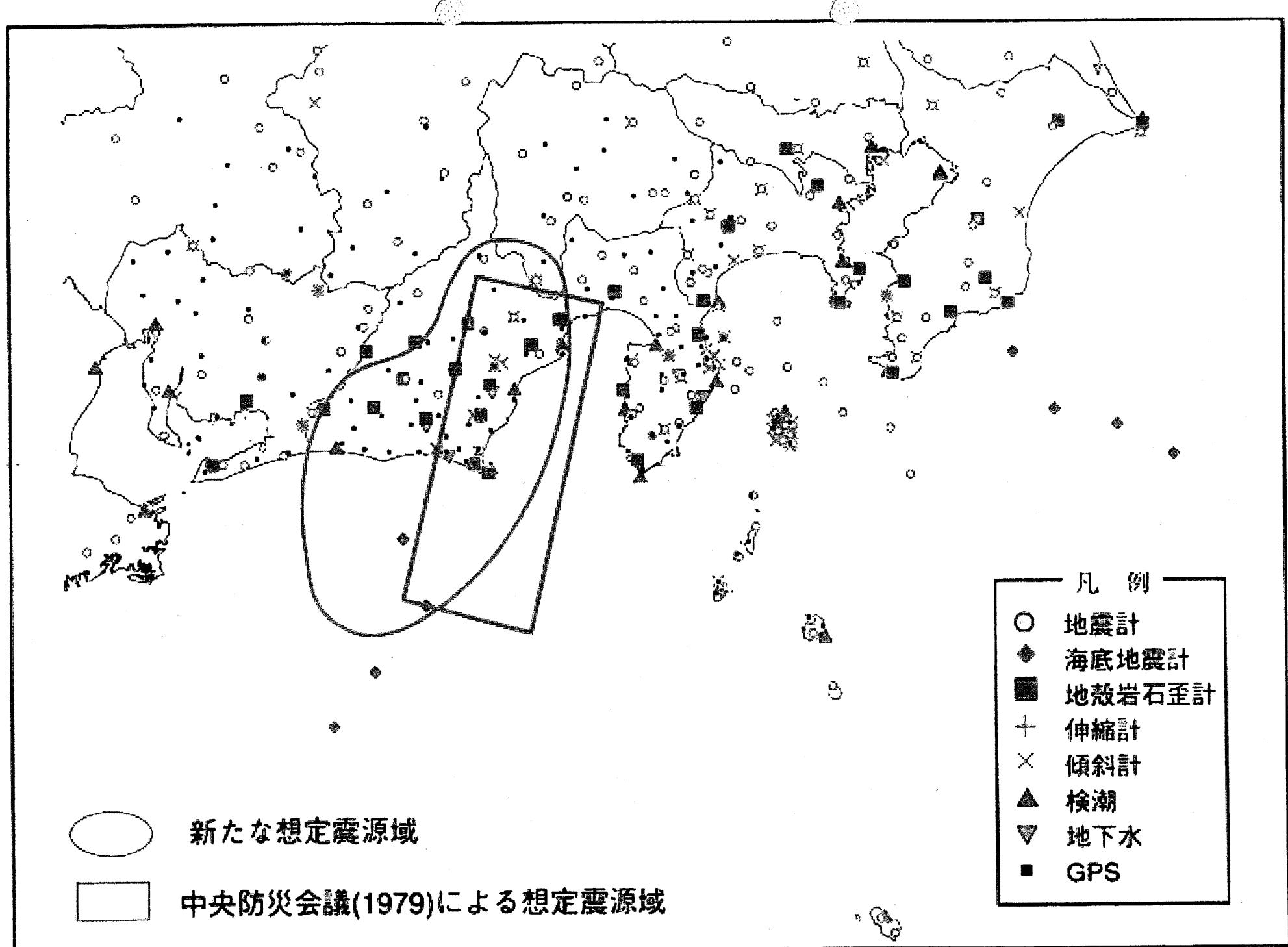
基準：140-1 基準年：1962

●：網平均計算値による。

回帰式 $Y = -4.65 * X - 2.03 * \sin(2\pi X) - 6.27 * \cos(2\pi X)$



国土地理院資料



5 消防団の活動

(1) 広報活動

団長は、消防署からFAX等の伝達手段により、避難勧告準備情報の広報依頼を受けた場合は、団有車等を活用し、受持ち区域の広報を実施する。

団長は、消防署からFAX等の伝達手段により、避難勧告の広報依頼を受けた場合、各家庭への個別訪問等により広報を実施する。また、河川洪水・内水氾濫による避難勧告の場合、警鐘を所有する。団にあっては、警鐘を打ち鳴らすものとする。

(2) 連絡員の派遣

団長は、消防隊との連絡を図るため消防隊長が必要と認めるときは、所属団員（各2名）を次表に定める署所に派遣する。

署 所 別	団 別
本 署	弥 富・中 根・御 劍・瑞 穂・豊 岡・高 田・汐 路・陽 明
堀田出張所	堀 田・穂 波・井戸田

(3) 河川の巡視

ア、下表に掲げる消防団は、表中左欄に掲げる河川の巡視、警戒にあたる。

なお、緊急事態を発見したときは、すみやかに団本部を通じ消防隊長に報告する。

巡 視 箇 所	巡視と警戒をする団
天 白 川	中 根
山 崎 川	汐 路・陽 明・豊 岡・弥 富・井戸田・穂 波
新 堀 川	御 劍・高 田・堀 田・穂 波

イ 団長は、団員の河川巡視結果について、消防隊長に報告するものとする。

なお、隊本部室員は、「巡（監）視結果報告書」に記録する。

(4) 水防出動

活動範囲は、原則として受持ち区域内とする。

ただし、災害の状況により、消防隊長から出動要請を受けた場合は、区域外にも出動する。

(5) 活動報告

団長は、消防団の活動状況を「消防団災害活動状況記録表」により、消防隊長に報告する。

(瑞穂消防署水防計画からの抜粋)